

大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領の制定について

平成 20 年 12 月 26 日例規（識）第 134 号

改正（略）

この度、「大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領の制定について」（平成 13 年 8 月 31 日例規（識）第 134 号）の全部を改正し、別記のとおり大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領を定め、平成 21 年 1 月 4 日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別 記

大阪府警察被疑者写真照会業務実施要領

第 1 趣旨

被疑者写真照会業務の実施については、大阪府警察総合捜査支援システム運用要領（平成 26 年 2 月 27 日例規（刑総）第 7 号。以下「運用要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 定義

この要領において「被疑者写真照会業務」とは、警察共通基盤システム及び総合情報管理システムにより被疑者写真に関する情報を登録して管理するとともに、その登録した情報について総合情報管理システムの端末装置（以下「端末装置」という。）により照会することができる業務をいう。

第 3 運用時間

被疑者写真照会業務の運用時間は、24 時間とする。

第 4 運用所属

被疑者写真照会業務を運用する所属（以下「運用所属」という。）は、次に掲げる所属とする。

- （1）鑑識課
- （2）警察本部の犯罪捜査を担当する所属
- （3）組織犯罪対策本部
- （4）犯罪対策戦略本部
- （5）刑事総務課
- （6）検視調査課
- （7）会場警察隊
- （8）警察署

第 5 運用体制

1 運用主管課長

- （1）鑑識課に被疑者写真照会業務運用主管課長（以下「運用主管課長」という。）を置く。
- （2）運用主管課長は、鑑識課長をもって充てる。
- （3）運用主管課長は、警察庁及び近畿管区警察局との連絡を密にするとともに、被疑者写真照会業務の総括管理を行うものとする。

2 運用責任者

(1) 高度情報推進課に被疑者写真照会業務運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

(2) 運用責任者は、高度情報推進課長をもって充てる。

(3) 運用責任者は、警察共通基盤システムにおける被疑者写真照会業務の適正な運用を管理するものとする。

3 取扱責任者

(1) 運用所属に被疑者写真照会業務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

(2) 取扱責任者は、所属長をもって充てる。

(3) 取扱責任者は、運用主管課長と連絡を密にし、所属における被疑者写真照会業務の適正かつ円滑な運用を行うものとする。

4 取扱副責任者

(1) 運用所属に被疑者写真照会業務取扱副責任者（以下「取扱副責任者」という。）を置く。

(2) 取扱副責任者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。

ア 警察本部の犯罪捜査を担当する所属並びに組織犯罪対策本部及び犯罪対策戦略本部並びに刑事総務課及び検視調査課（以下「本部主管所属等」という。） 警視又は警部の階級にある警察官のうちから取扱責任者が適任と認めて指定する者

イ 鑑識課 写真担当課長補佐

ウ 会場警察隊 各課長及び直轄警備隊長（総務課長及び会計課長を除く。）

エ 警察署 各課長（総務課長、留置管理課長及び会計課長を除く。）、直轄警察隊長、キタ特別警察隊長、ミナミ特別警察隊長及び別に定める犯罪抑止戦略官

(3) 取扱副責任者は、所属における被疑者写真照会業務の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 取扱担当者

(1) 運用所属に被疑者写真照会業務取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。

(2) 取扱担当者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。

ア 本部主管所属等 警部補の階級にある警察官のうちから取扱責任者が指定する者

イ 鑑識課 警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員のうちから取扱責任者が指定する者

ウ 会場警察隊 捜査を担当する警部補の階級にある警察官のうちから取扱責任者が指定する者

エ 警察署 鑑識係長及び捜査を担当する警部補の階級にある警察官のうちから取扱責任者が指定する者

(3) 取扱担当者（警察署にあっては、鑑識係長に限る。）は、取扱副責任者の指揮を受け、被疑者写真照会業務における次に掲げる事務を行うものとする。

ア 被疑者写真の照会の受理及び管理

イ 被疑者写真記録（被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成 2 年国公委規則第 9 号）第 2 条第 1 項に規定する被疑者写真記録をいう。以下同じ。）の点検

ウ 被疑者写真記録の作成に係る指導

- （4） 警察署の取扱担当者（鑑識係長を除く。）は、取扱副責任者の指揮を受け、被疑者写真の管理を行うものとする。

第 6 端末操作者

端末装置の操作を行うことができる者（以下「端末装置者」という。）としてアクセス権等の申請等に関する要領（平成 30 年 3 月 16 日例規（情）第 21 号）第 7 の規定によるアクセス権の付与の対象となる者は、運用主管課長及び取扱責任者が指定する者とし、当該アクセス権が付与された者をもって端末操作者とする。

第 7 登録

被疑者写真に関する情報の警察共通基盤システムへの登録は、警察署から送信を受けた被疑者写真記録（当該被疑者写真記録の訂正、追加又は削除に係る事項を含む。）に基づき、鑑識課において行う。

第 8 照会

1 照会の種別

照会の種別は、次のとおりとする。

（1） 全国写真照会

警察共通基盤システムを利用して行う被疑者写真記録に係る照会をいう。

（2） 大阪写真照会

総合情報管理システムを利用して行う被疑者写真記録に係る照会をいう。

2 照会の要領

照会は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める方法により行うものとする。

- （1） 運用所属以外の所属 鑑識課に電話等により照会を依頼するものとする。

- （2） 運用所属 自所属の端末操作者に照会を依頼し、依頼を受けた端末操作者が端末装置を操作して、照会を行うものとする。

第 9 回答

照会に対する回答は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める方法により行うものとする。

- 1 運用所属以外の所属 特使等により鑑識課において回答を受けるものとする。

- 2 運用所属 端末装置の画面に表示するほか、必要により被疑者写真記録を印刷することができるものとする。ただし、鑑識課以外の運用所属で、機器の故障等のために印刷することができない場合等必要があるときは、鑑識課に電話等により当該被疑者写真の印刷を依頼し、特使等により、鑑識課において回答を受けるものとする。

第 10 照会及び出力資料の管理等

1 照会及び出力資料の管理

（1） 全国写真照会

全国写真照会及び当該照会に係る出力資料の管理については、警察共通基盤シス

テムによる犯罪情報等照会業務における照会記録及び入出力資料の管理要領（令和 6 年 3 月 29 日例規（高情・留・少・識・研・犯本）第 51 号）に定めるところによるものとする。

（２） 大阪写真照会

ア 出力資料の管理等

大阪写真照会に係る出力資料の管理等については、次によるほか、大阪府警察行政文書管理規程（平成 13 年訓令第 23 号）、大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程（平成 2 年訓令第 29 号。以下「データ保護管理規程」という。）及び「大阪府警察電子計算機等データ保護管理規程の解釈及び運用について」（平成 16 年 2 月 27 日例規（情）第 6 号）に定めるところにより適正に行うものとする。

イ 照会状況の点検

（ア）取扱副責任者は、照会状況について、運用要領第 7 の 2 に準じて点検するものとする。

（イ）取扱副責任者又は運用所属以外の所属の警部の階級にある警察官（当該所属の長が指定する者に限る。）（以下これらを「取扱副責任者等」という。後記 2、4 及び 5 において同じ。）は、被疑者写真を印刷したときは、被疑者写真保管等管理簿に当該被疑者写真の処理状況等が確実に記載されていることを確認した上、当該被疑者写真保管等管理簿と当該被疑者写真の印刷に係る入出力資料管理簿（データ保護管理規程別記様式第 2 号）を照合し、その処理状況等について確認するものとする。

2 被疑者写真の管理

取扱副責任者等は、次に掲げる取扱いをした場合は、被疑者写真保管等管理簿（別記様式）に必要事項を記載させ、その処理状況等を明らかにしておくものとする。

- （１） 自所属において大阪写真照会に係る被疑者写真を印刷したとき。
- （２） 鑑識課に対して照会等を依頼して、印刷された被疑者写真の回答を受けたとき。
- （３） 前記（１）及び（２）に掲げるもののほか、取扱責任者が必要と認めるとき。

3 出力資料の交付の制限

- （１） 鑑識課以外の所属は、出力資料を他の所属職員に交付してはならない。
- （２） 被疑者写真は、警察部外の個人又は団体に交付してはならない。ただし、取扱責任者が運用主管課長と協議の上、承認した場合は、この限りでない。

4 被疑者写真の廃棄

取扱副責任者等は、不要となった被疑者写真を廃棄するときは、立会者を指定し、当該立会者ととともに復元できない方法により速やかに廃棄するものとする。

5 被疑者写真の保管等に関する報告

取扱副責任者等は、印刷した被疑者写真の保管、移管又は廃棄等の状況について毎月 1 回以上、被疑者写真保管等管理簿により、取扱責任者（運用所属以外の所属にあつては、当該所属の長）に報告するものとする。

第 11 情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成 30 年訓令第 2 号）第 11 条第 1 項の規定により、被疑者写真照会業務において取り扱う情報の分類については、機密性 2（中）情報、完

全性２（高）情報及び可用性２（高）情報とする。

第 12 指導・教養

取扱責任者は、所属職員に対し、適正かつ効果的な照会を行うため必要な指導・教養を実施するものとする。

第 13 その他

警察共通基盤システムによる被疑者写真照会業務の運用については、この要領に定めるもののほか、警察庁が定めるところによる。

別記様式 （略）